



東海村 緑の基本計画



平成 21 年 11 月 東 海 村

目 次

第Ⅰ部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の役割	3
4. 計画の対象範囲	3
5. 計画の目標年次と人口フレーム	4
6. 計画策定への村民参加	4

第2章 東海村のみどりの現状

1. 東海村のみどりの現状	5
●自然的環境の現状	5
●緑地の現状	7
●村民活動及び条例・制度の現状	11
●歴史・文化・景観資源の現状	12
2. みどりに関する評価	16
●保全度設定のための8項目評価対象	16
●総合保全度評価	17
3. みどりに対する村民意識	19
●東海村都市計画マスタープラン関係アンケート調査抜粋	19
●東海村まちづくり関係アンケート調査抜粋	20

第Ⅱ部 みどりのまちづくりプラン

第1章 みどりのまちづくりの基本目標

1. みどりの将来都市像	24
2. みどりの将来都市構造	25

●みどりの将来都市構造の基本的な考え方	25
●みどりの将来都市構造図	26
3. みどりのまちづくりの目標水準	27

第2章 みどりのまちづくりの課題と基本施策

1. みどりのまちづくりの課題と基本施策	28
2. みどりの保全と活用	28
●課題・目標・施策の内容	28
3. 身近なみどりの整備と推進	31
●課題・目標・施策の内容	31
4. みどりのまちづくりを支えるしくみ	36
●課題・目標・施策の内容	36

第3章 保全配慮地区の設定

●保全配慮地区の指標	38
●現在想定できる保全配慮地区	39

第4章 計画の推進に向けて

1. “みどりのまちづくり”施策の具体化とその推進	40
2. “みどりのまちづくり”の効率的な取組み	40
3. 「緑の基本計画」の適切かつ効果的な運用	40

資料編

東海村緑化審議会委員名簿	41
参考資料	

第1部

序論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 東海村のみどりの現状

第1章 計画策定にあたって

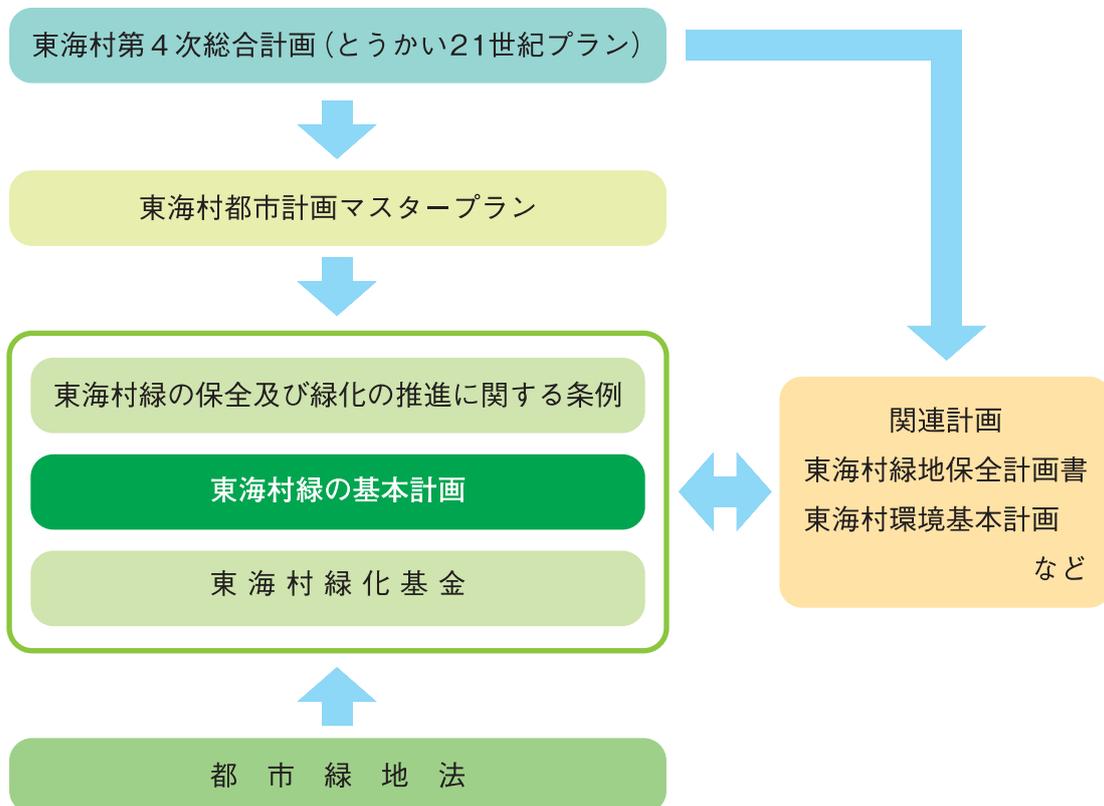
1. 策定の目的

「緑の基本計画」は、「都市緑地法第4条」及び「東海村緑の保全及び緑化の推進に関する条例第5条」にその根拠をおく計画であり、都市公園の整備や緑地保全地域の決定などの都市計画による事業・制度のみならず、生産緑地の保全・活用、道路や学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、緑化意識の普及・啓発等、みどりの保全・活用や緑化推進を総合的・計画的に推進する指針として策定することを目的としています。みどりには地球温暖化防止、防災、日光遮断効果などがあることから、その役割は重要となっています。

なお、策定にあたっては、久慈川・新川、市街地を取り囲む樹林地、臨海部の平地林などの豊かな水辺・緑地空間の現状を踏まえ、村民の自然環境やみどりに関する高い関心を生かした計画づくりに努めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「東海村第4次総合計画（とうかい21世紀プラン）」、「東海村都市計画マスタープラン」を上位計画として、「東海村環境基本計画」などの各分野の計画と整合を図りながら策定するみどりに関する分野別計画となります。



3. 計画の役割

(1) “みどりのまちづくり”についてのマスタープランです。

本計画は、東海村における“みどりのまちづくり”に関する行動計画であり、“みどりのまちづくり”に関する本村の諸計画・事業を誘導するマスタープランです。

(2) 村民等にみどりのまちづくりの方向性を明らかにし、規制・誘導の効果を導きます。

村内全域の“みどりのまちづくり”は行政だけではなく、村民・事業者・村以外の行政機関等の各主体によって担われるものです。

村の取り組み方、施設整備の方向、今後の進め方等を対外的に明らかにすることで村と各主体との協働により円滑に推進します。

(3) 行財政計画や実施計画等の策定にあたっての指針とします。

本計画は、“みどりのまちづくり”に関する施策における中長期的視点に立った事業計画及びその財政計画、また、各年度の予算編成・実施計画の策定の指針とします。

4. 計画の対象範囲

(1) 対象とする区域の範囲

本計画で対象とする区域は、東海村行政区域 3,748haとします。

(2) みどりのとらえ方

本計画のみどりのとらえ方は、次の通りです。

- 樹木、草などに覆われている土地
- 水辺、水面
- 行政が所有し管理する施設だけでなく、村民や事業者が所有し管理するものも含む

- ・ 山林、樹林地、原野
- ・ 寺社境内林、防風林、屋敷林、大木・巨樹
- ・ 農地、草地
- ・ 河川や湖沼、水路等の水面や水辺
- ・ 公園や広場（植栽されていない部分も含む）
- ・ 学校、庁舎、道路などの公共・公益施設の植栽地
- ・ 住宅、工場、事業所などの植栽地
- その他

5. 計画の目標年次と人口フレーム

本計画の目標年次は、概ね20年後の平成40年（2028年）とし、目標年次における人口は4万人と想定します。

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
東海村推計 人口(人)	34,333	35,689	36,518	36,807	36,553	35,848	34,892

(コーホート要因法により推計)

出典：国立社会保障・人口問題研究所

※「とうかい21世紀プラン」, 「東海村都市計画マスタープラン」の想定人口
40,000人（平成22年度）

6. 計画策定への村民参加

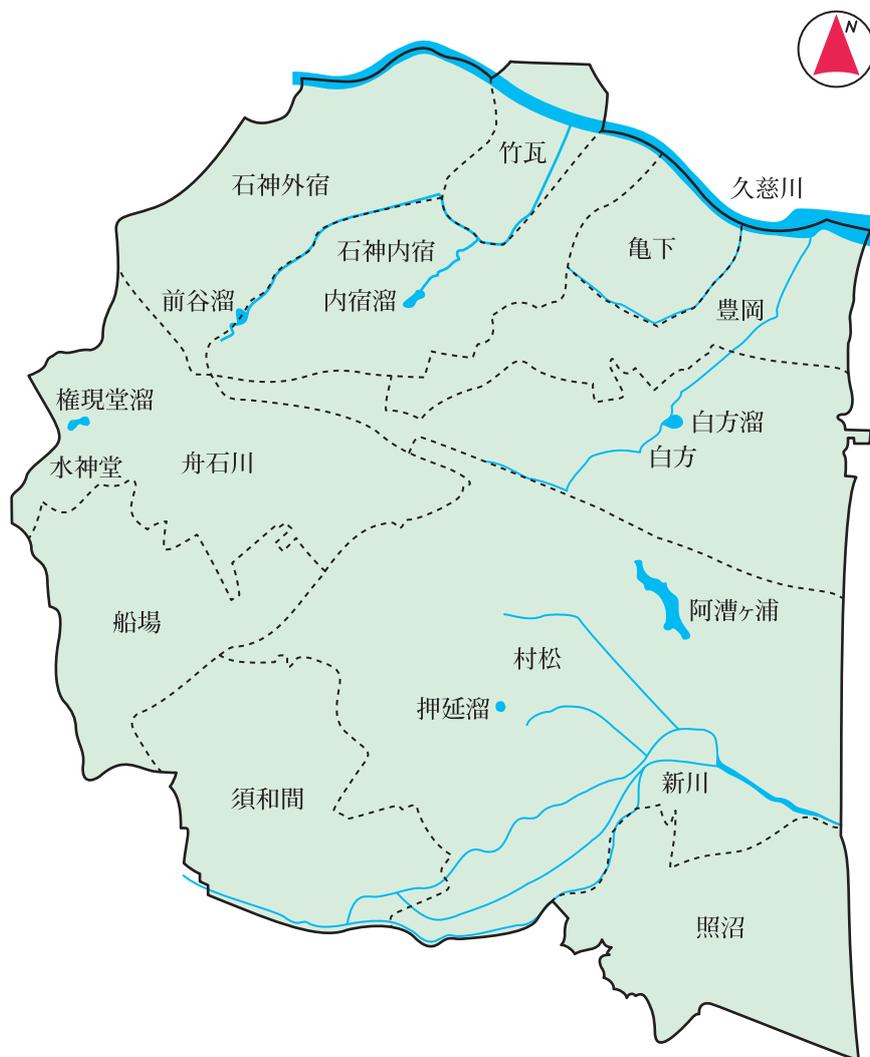
本計画の策定にあたって、協働型まちづくりを前提に村民の意向と参画の方向性を検証する目的で、関連計画策定時のアンケート調査からみどりに関する調査結果を参考資料として抜粋を行いました。

本計画の具体的な施策を行なうための実施計画を策定する際には、東海村緑化審議会の意見・提案を取り入れるものとします。

(2) 水系の現状

本村の水系は、北は日立市と常陸太田市の境にある久慈川、南はひたちなか市との境を流れる新川があります。その他にいくつかの用水路があります。溜地は、阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜の6ヶ所があり、湿地は水神堂があります。

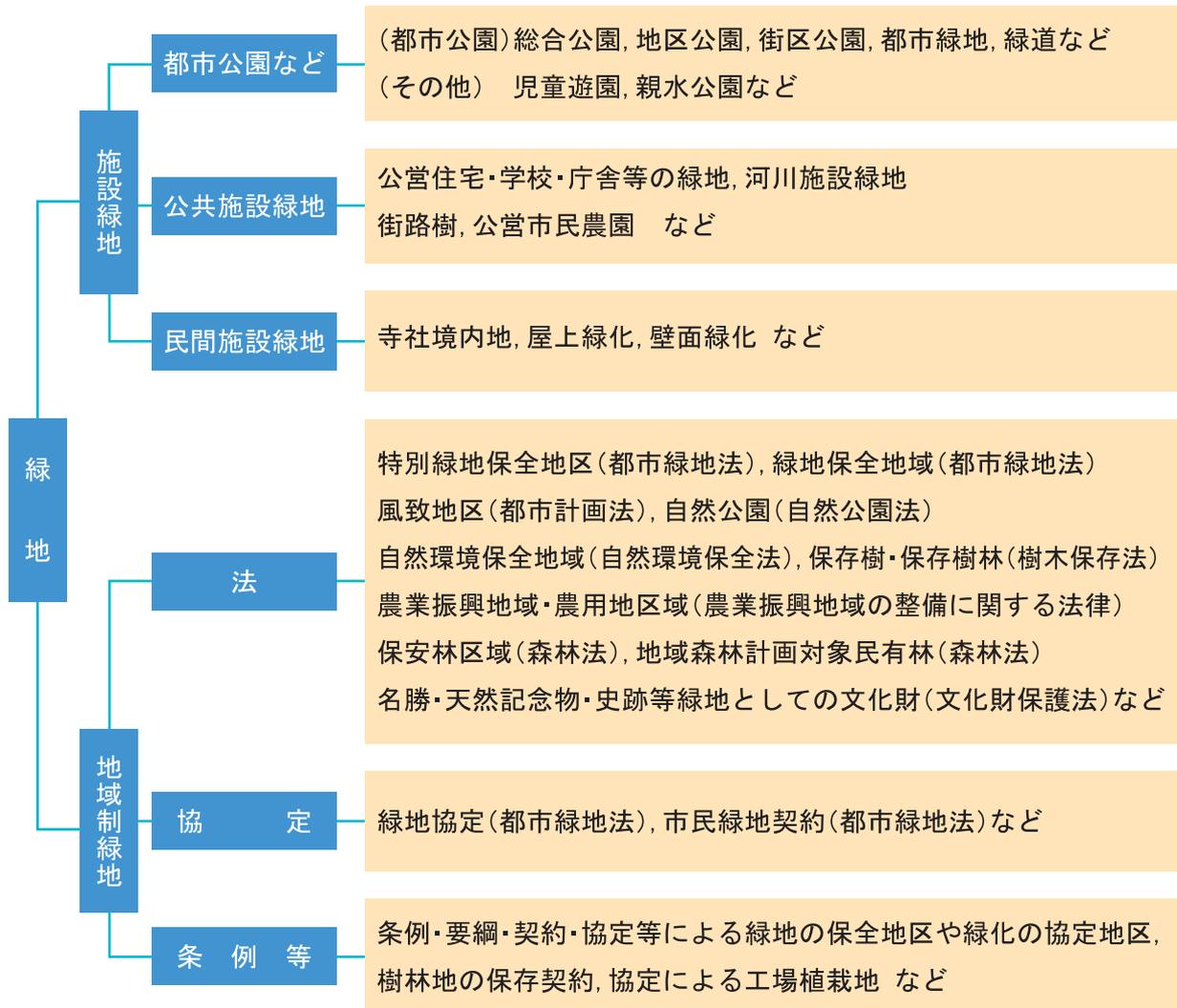
図 東海村の水系



●緑地の現状

(1) 緑地の分類

緑地は、公共施設等として管理される施設緑地*と土地利用規制で確保される地域制緑地*等に大別されます。



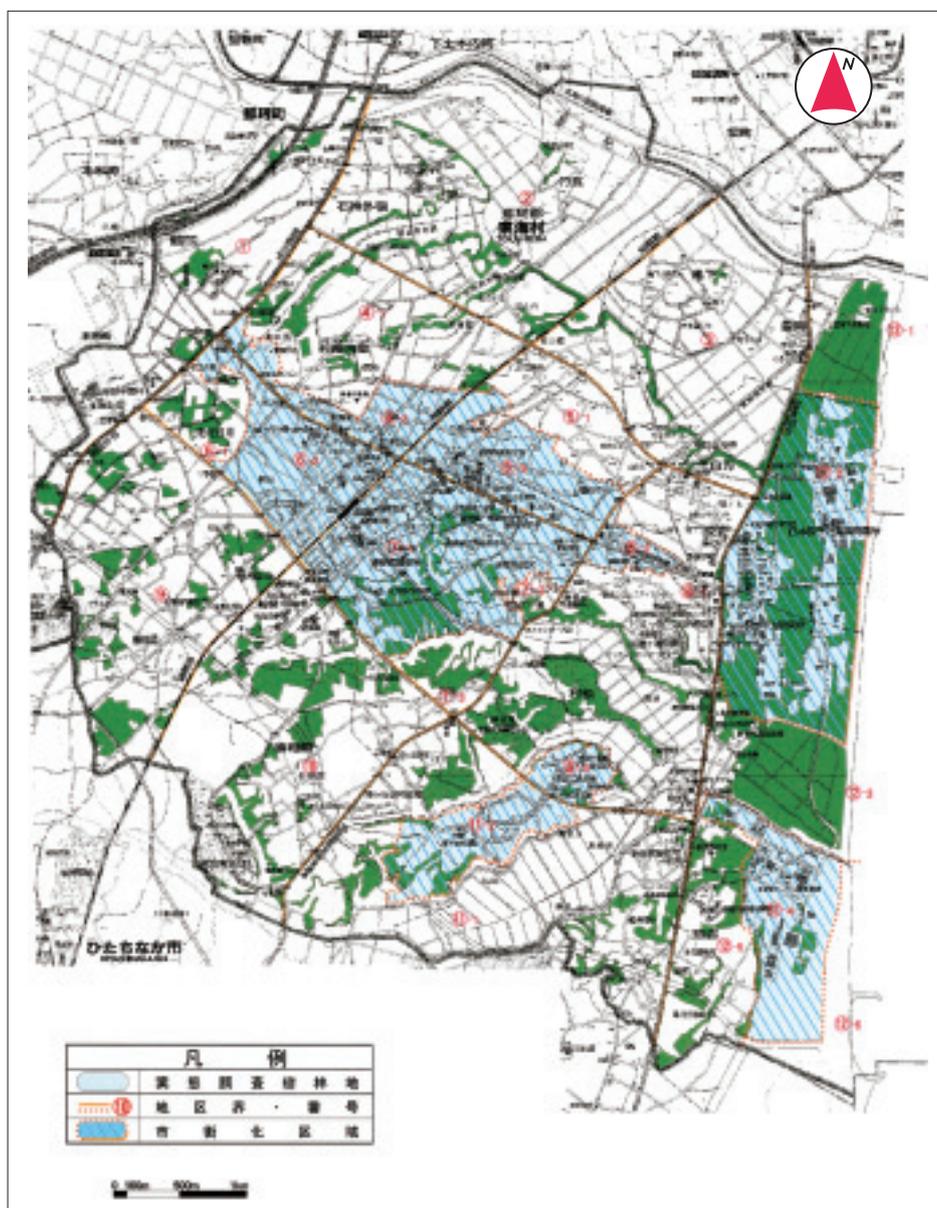
*施設緑地…行政による積極的な整備への取り組みにより確保していくもの。

*地域制緑地…法や条例, 協定などにより, 一定の範囲の緑地を保全していくもの。

(2) みどりの現況量

東海村緑地保全計画書策定時（平成12年3月）での樹林地面積は585.36ha、樹林緑被率16%（行政面積3,667ha）でした。平成20年の樹林地面積は537.01haとなり、樹林緑被率は14.3%（行政面積3,748ha）です。

図 樹林地実態調査図



資料：都市政策課 平成12年 「東海村緑地保全計画書」

【地目別土地利用（平成20年）】

単位：ha

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成20年	3,748	427	680	1,000	426	55	360	800

資料：税務課「税務の概要」

※その他には、境内地、防砂・保安林、道路敷、公園、河川敷、砂地などが含まれます。

(3) 都市公園等の整備状況

都市公園は、都市公園法に基づき設置・管理しているものを指します。村内の供用開始している公園は、街区公園5ヶ所(1.53ha)、近隣公園1ヶ所(1.00ha)、運動公園2ヶ所(21.68ha)、風致公園1ヶ所(2.24ha)、都市緑地1ヶ所(7.77ha)の合計10ヶ所があります。都市公園、子どもの遊び場、開発行為による公園により、村民1人当たりの都市公園等の面積は市街化区域において2.6㎡/人と低い現状です。村全域(都市計画区域)においては11.64㎡/人となっています。

区 分		市街化区域		村全域(都市計画区域)		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都 市 公 園	住区基幹公園	街区公園	5	1.53	5	1.53
		近隣公園	0	0	1	1
		計	5	1.53	6	2.53
	都市基幹公園	運動公園	0	0	2	21.68
	特殊公園	風致公園	0	0	1	2.24
	都市緑地		0	0	1	7.77
	合 計		5	1.53	10	34.22
公 共 施 設 緑 地	子どもの遊び場		5	0.24	34	3.15
	開発行為による公園		21	2.06	23	4.46
	ポケットパーク		2	0.06	3	0.07
	合 計		29	2.36	60	7.68
合 計			33	3.89	70	41.9
人口(千人)						36
人口1人当たりの面積(㎡/人)						11.64

都市計画区域人口・市街化区域人口：

都市公園等の面積：村都市政策課(平成20年3月現在)

※ 未整備公園を含めた公園状況は、「みどりのまちづくり目標水準(P.27)」に示しています。

(4) 都市計画公園(都市計画決定)の現状

本村の都市計画公園(都市計画決定しているもの)は、笠松運動公園(運動公園)阿漕ヶ浦公園(運動公園)と駅西第2土地区画整理事業地内の児童公園6ヶ所、舟石川近隣公園、神楽沢近隣公園があります。

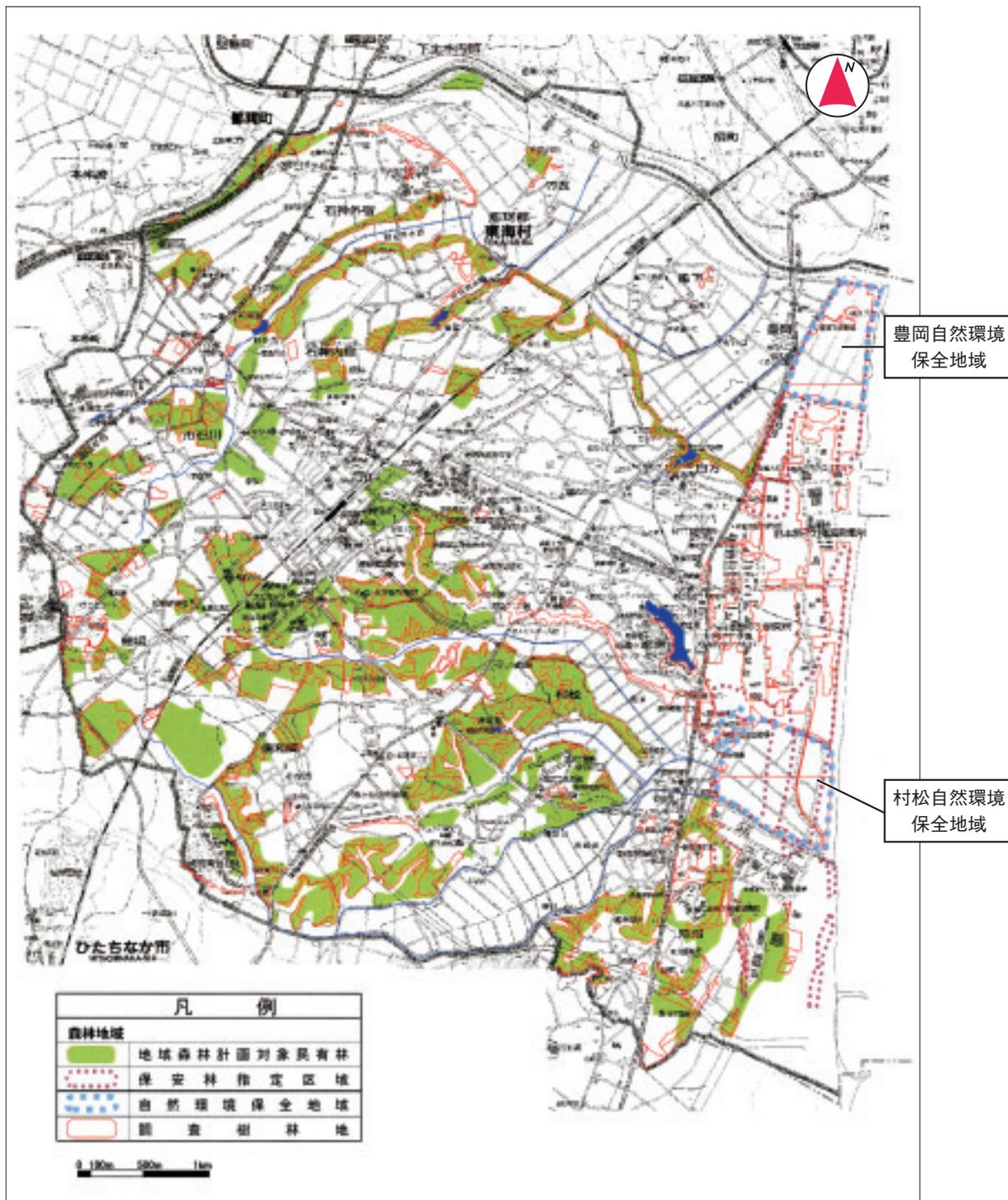
種 別	名 称	位 置	面積(ha)	計 画 決 定		供用開始	
				告 示	期 日		
運動公園	(決定) 那珂都市計画公園第1号公園	笠松運動公園	那珂町笠松地内	20.0	建造 第1917号	S43.7.15	S49.12.1
	(変更) 〃	〃	勝田市大字佐和字ウサキ, 字孫目 那珂郡那珂町字向山, 字保管内 那珂郡東海村大字船場字遠間地内	27.4	県告 第97号	S47.2.3	
	(変更) 水戸勝田都市計画公園6.5.401	〃	〃	27.4	県告 第1066号	S47.10.30	
	(変更) 〃	〃	〃	33.0	県告 第803号	S50.8.4	
	(変更) 〃	〃	〃	56.1	県告 第905号	H11.8.12	
運動公園	(決定) 東海都市計画公園第1号公園	阿漕ヶ浦公園	東海村大字村松字川岸, 砂岸, 泉久保, 御極印及び川久保の各一部	17.8	県告 第68号	S46.1.21	S48.8.25
	(変更) 水戸勝田都市計画公園6.5.801	〃	〃	17.8	県告 第1066号	S47.10.30	
街区公園	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.801	駅西第1児童公園	東海村大字舟石川字石橋, 石橋向	0.23	村告 第73号	S57.3.31	S61.6.1
	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.802	駅西第2児童公園	東海村大字舟石川字大山台	0.29	村告 第73号	S57.3.31	S59.11.17
	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.803	駅西第3児童公園	東海村大字舟石川字正神堂	0.22	村告 第73号	S57.3.31	〃
	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.804	駅西第4児童公園	東海村大字船場新田前	0.56	村告 第73号	S57.3.31	H9.1.8
	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.805	駅西第5公園	東海村大字舟石川字鳥内の一部 の区域	0.20	村告 第55号	H3.3.26	〃
	(決定) 水戸勝田都市計画公園2.2.806	駅西第6公園	東海村大字舟石川字大山台の 一部の区域	0.20	村告 第55号	H3.3.26	〃
近隣公園	(決定) 水戸勝田都市計画公園3.3.801	舟石川近隣公園	東海村大字舟石川字太夫前, 鳥内の各一部の区域	1.20	県告 第622号	H4.5.20	—
	(決定) 水戸勝田都市計画公園3.3.802	神楽沢近隣公園	東海村大字村松字神楽沢, 中丸崎, 荒谷台, 馬頭根の各一部	2.50	村告 第13号	H6.3.17	—
	(変更) 〃	〃	〃	2.60	村告 第60号	H11.11.19	—

資料：都市政策課「東海村の都市計画」

(5) 森林地域（水戸那珂森林計画区）の現状

本村の森林地域は、水戸那珂森林計画区内にあり、国有林，土砂崩壊流出防備や飛砂防備等の機能を特に有する保安林，及び地域森林計画対象民有林が森林法で指定されています。また，自然環境保全地域は，樹林地，池沼，丘陵，草原等及び歴史的資源等と周辺地が一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域が自然環境保全法で指定されています。

図 森林地域と自然環境保全地域と調査樹林地



出典：茨城県土地利用規制図 1/50,000 平成 8 年 3 月

資料：都市政策課「東海村緑地保全計画書」

●村民活動及び条例・制度の現状

(1) 村民の緑地保全活動

村内において地区、自治会、ボランティア活動団体等の多くの団体が樹木の間伐、伐採、植樹などの保全や推進活動、ビオトープの整備などを積極的に行っています。

(2) 村の条例・制度

本村におけるみどりに関する条例・制度は、「東海村緑の保全と緑化の推進に関する条例」、「生垣設置補助制度」、「緑化木配布事業」があげられます。

【東海村緑の保全と緑化の推進に関する条例】

みどりの保全と緑化の推進について、村民・事業者・村の協働により、豊かな環境の保全及び形成を図ることで、自然と共生できる生活の確保に寄与することを目的としています。この条例では、豊かな自然環境を形成している地区を村民の森、地域の良好な景観を形成し、風致を維持している樹木、樹林、水辺緑地を保存樹木等として指定を行い、報償金を支給することができます。また、市街地又は住宅団地において、緑化の推進に関し、村民の協力が得られる区域を緑の街として指定することができます。

【生垣設置補助制度】

生垣は、身近な自然と四季折々の変化を感じさせ、みどりあふれる景観をつくってくれます。村には、緑化推進事業の一環として「生垣設置補助制度」があり、新たに生垣を設置する場合や既存のブロック塀を撤去して設置する場合を対象に補助金を交付しています。

【緑化木配布事業】

みどりあふれるまちづくりの推進のため、緑化団体等や記念樹対象者（新築記念、結婚記念、誕生記念）に緑化木を配布することにより、緑化の推進及び緑化意識の向上を図っています。

○配布樹木（23種類）

- 10月配布：ツバキ、アラカシ、キンモクセイ、サザンカ、ヤマモモ、ドウダンツツジ、カクレミノ、ゲッケイジュ、ヒイラギモクセイ、エゴノキ、クチナシ、
3月配布：モミジ、ハクモクレン、ウメ、ハナミズキ、アジサイ、ナンテン、カイドウ、ヤマブキ、コブシ、ブルーベリー、カキ、カリン

●歴史・文化・景観資源の現状

村の歴史的な文化遺産として、県及び村の指定を受けたものや東海村「ふるさとの自然・文化」登録文化財が各所に点在しています。これらの文化遺産の多くが貴重なみどりの資源であるとともに、文化的景観としての役割も果たしています。

表 県指定文化財一覧

(平成20年4月1日現在)

種別	名称	数量	指定番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地
有形文化財	考古資料 人物埴輪	1 軀	考第14号	平成6年1月26日	東海村	東海村船場768
	絵画 絹本着色聖徳太子絵伝	1 幅	絵第76号	平成18年11月16日	願船寺	石神外宿1047

表 村指定文化財一覧

(平成20年4月1日現在)

種別	名称	数量	指定番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地
有形文化財	考古資料 直刀および三輪玉	直刀 1 三輪玉 8	第2号	昭和56年2月25日	東海村	船場768
	同 武人埴輪	1	第6号	昭和59年3月10日	同	同
	同 土偶	1	第7号	同	照沼一典	村松2304
	同 金付遺跡出土遺物	手捏土器 77 剣形品 196 有孔円板 126 勾玉 4 白玉 2 青銅製儀鏡 2 鉄刀 1 土師器 55	第21号	平成14年7月1日	東海村	東海三丁目7-1
	歴史資料 常州埴田五所大神宮縁起・埴田神宮年中行事并未社記	1	第12号	昭和61年3月5日	豊大神宮	白方662-1
民俗文化財	有形 十王像および奪衣婆	十王像 10 奪衣婆 1	第8号	昭和59年3月10日	如意輪寺	照沼55-1
	同 男女俗体坐像	2	第9号	同	同	同
	同 鐘馗霊神絵馬	1	第11号	同	虚空蔵堂	村松8
	同 霊験木	木片 1枚 附銭 53枚 頭髮少々	第20号	平成6年3月8日	同	同
記念物	史跡 権現山古墳	1	第13号	昭和61年3月5日	塙貞子	村松943-1, 2
	同 別当山古墳	1	第14号	同	廣原勝利	石神外宿1208-1
	同 水戸八景「村松晴嵐」の碑	1	第22号	平成14年7月1日	東海村	村松135
	天然記念物 如意輪寺の常緑照葉樹	スダジイ 2 タブノキ 2	第3号	昭和58年4月20日	如意輪寺	照沼54, 57
	同 願船寺のイチョウ	1	第4号	同	願船寺	石神外宿1047
	同 住吉神社のサカキ	1	第5号	同	住吉神社	石神外宿1097
	同 エノキ	1	第15号	平成元年3月6日	本多弘	石神外宿429-2
	同 カヤ	1	第16号	同	清水政昭	須和間53-1
	同 モチノキ	1	第17号	同	渡辺劫	石神内宿1427
	同 ヤマザクラ	1	第18号	同	塙貞子	村松943-1

表 東海村「ふるさとの自然・文化」登録文化財

登録 番号	樹 木 名	本数	所 在 地
1	キリシマツツジ	1	村松727
2	カヤ	2	村松727
3	キリシマツツジ	1	舟石川552-5
4	キンモクセイ	1	石神外宿815
5	石神社のスギ（北側）	1	石神外宿 1
6	石神社のスギ（西側）	1	石神外宿 1
7	ケンポナシ	1	石神外宿832
8	サツキ（笑い獅子）	1	石神外宿815
9	オリーブ	1	舟石川787-16
10	ヤブツバキ	1	石神外宿815
11	ヤブツバキ	1	石神外宿815
12	ハウノキ	1	村松2138
13	ヤマザクラ	1	村松2012-1
14	スギ（住吉神社）	1	須和間 1
15	クヌギ	1	村松2040-4
17	クヌギ	1	須和間1245-1
18	ヤマザクラ	1	須和間1246-2
19	エノキ	1	村松2633-1
20	モミジ	1	須和間440
21	カシ	1	須和間589
22	アカガシ	1	須和間 1
23	サカキ	1	須和間 1
24	アカガシ	1	須和間 1
25	ヒイラギ	1	亀下304
26	クロマツ（みこしの松）	1	豊岡450
27	クロマツ	1	豊岡450
28	ケヤキ	1	亀下126
29	ケヤキ	2	村松174
30	スギ（幹まがり杉）	1	村松1624-1
31	エゾヤマザクラ	1	村松1370-2
32	スダジイ	1	村松 4-45
33	エノキ	1	村松 4-45

村には「東海十二景」と呼ばれる，村民の投票によって選ばれた豊かな自然や歴史ある景観があります。これらの景観は，村民生活の憩いとうるおいを演出する貴重な景観資源としての役割を果たしています。

①稲荷社杉風(いなりしゃさんぶう)



②富士社晚霞(ふじしゃばんか)



③石神城春草(いしがみじょうしゅんそう)



④願船寺晩鐘(がんせんじばんしょう)



⑤久慈川河口緑波(くじがわかこうりよくは)



⑥白方溜螢影(しらかたためけいえい)



⑦阿漕ヶ浦夜桜(あこぎがうらやおう)



⑧細浦青畝(ほそうらせいほ)



⑨村松晴嵐(むらまつせいらん)



⑩如意輪寺秋月(にょいりんじしゅうげつ)



⑪真崎浦夕照(まさきうらせきしょう)



⑫住吉社寒霜(すみよししゃかんそう)



2. みどりに関する評価

●保全度設定のための8項目評価対象

保全度は、既往資料の収集から以下の8項目の評価対象について3段階の評価を行うことにより、総合的な評価にとりまとめます。

表 保全度評価項目

評価対象	評価内容	備考
1. 樹林 自然度	a : 稀少価値や我が国を代表する貴重な樹相であって、自然度が高いもの b : 稀少価値や地域を代表する貴重な樹相であって、自然度がやや高いもの c : 一般的な樹相、又は人工植栽であるが自然度を評価できるもの	自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）日本の重要な植物群落Ⅱ 環境庁 昭和63年3月等の評価に準じた
2. 樹林存在 機能性	a : 土砂崩壊防備や防潮等の機能が特に高いもの b : 傾斜地に立地するなど地形機能や防風等の機能があるもの c : 周囲の環境を保全していると評価できるもの	保安林指定地を優先し、急傾斜や斜面に位置する樹林を高く評価する
3. 歴史 ・文化性	a : 地域を代表する歴史・文化遺産と一体化したものの。 b : 埋蔵文化財など歴史・文化遺産の可能性のある場所と一体化したものの c : 一般的な地域の風土を構成するもの	東海村の遺跡 1986年 東海村教育委員会を参照、Bランクは埋蔵文化財の可能性も含む
4. 景観性	a : 地域を象徴する景観、又は住民から見て景観上の価値が高いもの b : 地域の背景となる景観上の価値があるもの c : 単純に一体の樹林地景観のみを構成しているもの	集落、市街地からの「見られ」に加え、幹線道路や鉄道からの「見られ」も評価する
5. 開発 可能性	a : 土地利用上から開発されにくいもの b : 都市計画、土地利用規制から開発が可能なもの c : 開発造成等によって樹林が消滅する可能性が高いもの（開発計画による消滅を含む）	開発され易いから保全を優先する発想もあるが、他の評価項目が自然性を優先する評価のため経済性優先とは逆の評価順位となっている
6. 土地評価	a : 土地評価が低い b : 土地評価が中庸 c : 土地評価が高い	宅地利用しやすいものは土地評価が高い。急斜面地など開発されにくく評価が低いものを優先する
7. 地域性	a : 地区内で位置や利用性など他の樹林地に比較して優れているもの b : 地区内で位置や利用性など他の樹林地に比較して中庸のもの c : 地区内で位置や利用性など他の樹林地に比較して劣るもの	一団の緑地と見なせるゾーンを想定し、評価差を付けるもの
8. その他 (法規制等)	a : 保全の優先度が高いもの b : 保全の優先度が中程度のもの c : 保全の優先度が低いもの	自然環境保全地域指定区域などの他、原子力関連施設等公共性が高く一定の樹林地開発が規制されているもの

資料：都市政策課「東海村緑地保全計画書」

●総合保全度評価

以上の評価項目を総合的に集計及び勘定し、緑地の総合保全度として3段階に区分しました。

総合保全度の地区別評価結果の集計は次のとおりです。Aランクは、公園・保全緑地予定地、自然環境保全地域指定区域、原子力関連施設などの公共性が高く一定の樹林地開発が規制され保全が担保されているものを特に「A'」として区分しました。

表 総合保全度

ランク	内 容
A	保全の優先度が極めて高いもの
B	保全の優先度がやや高いもの
C	段階的に保全するもの

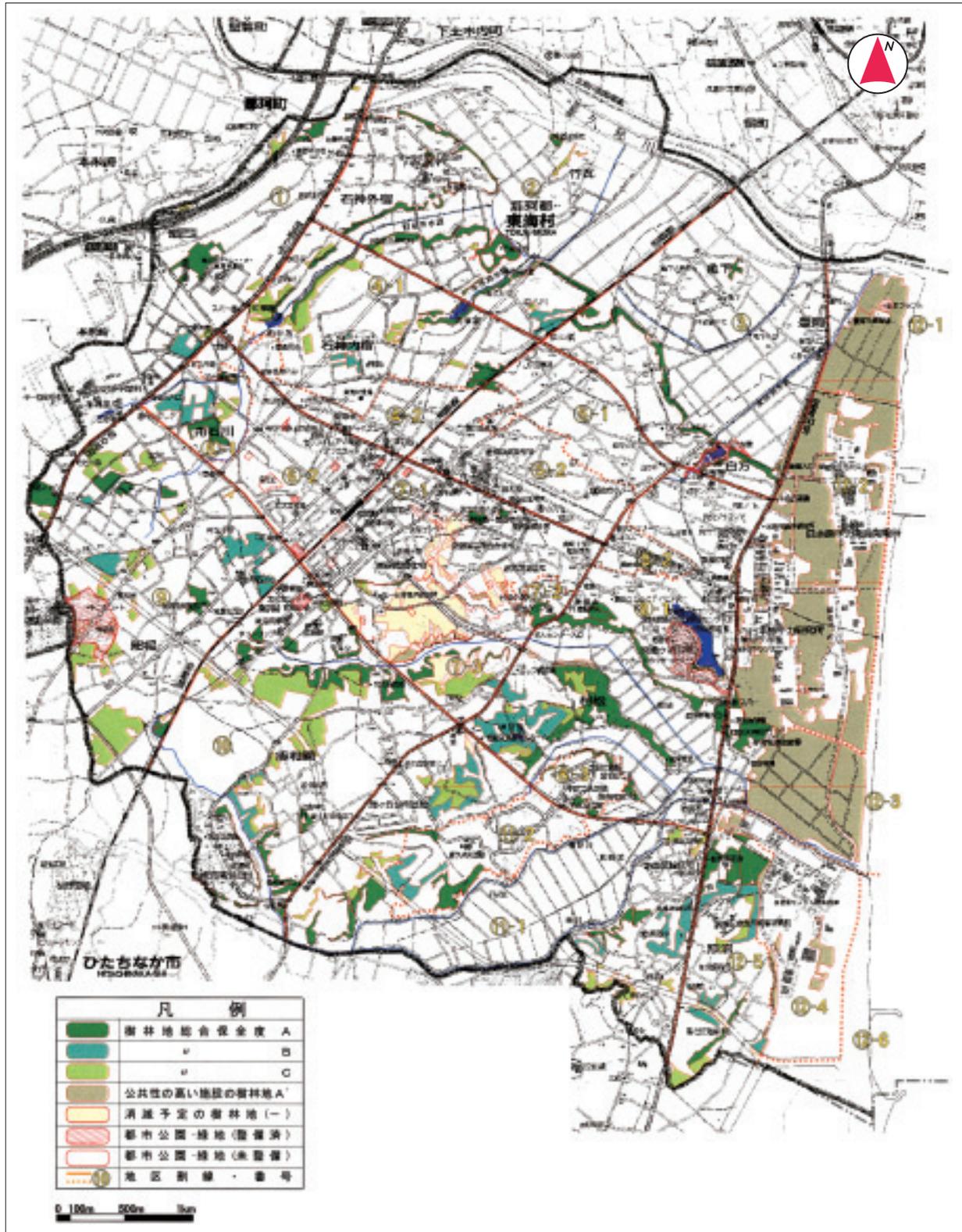
表 地区別総合保全度集計表

単位：ha

地区 番号	総合保全度					保全 緑地計	地 区 面 積	保 全 緑被率	消 滅 予定の 樹林地	都市計画地域別 保 全 緑 地	
	A+A'			B	C					市街化 地 域	調 整 地 域
	A	A'	小計								
①	9.70		9.70	3.10	2.90	15.70	196	8%		15.70	
②	19.13		19.13	2.95	1.50	23.58	397	6%	0.31	23.58	
③	14.71	2.41	17.12		0.08	17.20	272	6%		17.20	
④-1	8.90		8.90	2.60	10.80	22.30	163	14%		22.30	
④-2					0.30	0.30	50	1%		0.30	
⑤-1	0.60		0.60			0.60	70	1%		0.60	
⑤-2							84				
⑥-1	3.30		3.30	5.30	1.50	10.10	39	26%		10.10	
⑥-2							97				
⑦-1	2.29	3.24	5.53		0.51	6.04	188	3%	27.56	6.04	
⑦-2	1.80		1.80			1.80	10	18%		1.80	
⑦-3	2.82		2.82	0.70	4.49	8.01	36	22%	3.99	8.01	
⑧-1	26.05	2.60	28.65	13.94	4.78	47.37	304	16%	1.78	47.37	
⑧-2							18				
⑧-3				2.10		2.10	23	9%		2.10	
⑨	7.24		7.24	11.20	25.94	44.38	285	16%	2.52	44.38	
⑩	22.39		22.39	3.79	22.98	49.16	311	16%	1.97	49.16	
⑪-1	9.35		9.35	12.24	13.93	35.52	324	11%	2.38	35.52	
⑪-2	5.20		5.20	4.65		9.85	63	16%	0.35	9.85	
⑫-1		37.20	37.20			37.20	59	63%		37.20	
⑫-2		114.10	114.10			114.10	230	50%		114.10	
⑫-3	4.70	58.20	62.90			62.90	84	75%		62.90	
⑫-4		8.60	8.60			8.60	104	8%		8.60	
⑫-5	10.66	0.40	11.06	10.78	4.71	26.55	98	27%	1.14	26.55	
⑫-6							130				
計	148.84	226.75	375.59	73.35	94.42	543.36	3,635	14.9%	42.00	140.99	402.37
率	27%	42%	69%	14%	17%	100%				16.9%*	14.2%*

*市街化区域面積 832.2ha、調整区域面積 2,834.8ha、各々都市計画決定面積に対する保全緑地面積比
資料：都市政策課「東海村緑地保全計画書」

図 樹林地総合保全度評価図



資料：都市政策課「東海村緑地保全計画書」

3. みどりに対する村民意識

●東海村都市計画マスタープラン関係アンケート調査抜粋

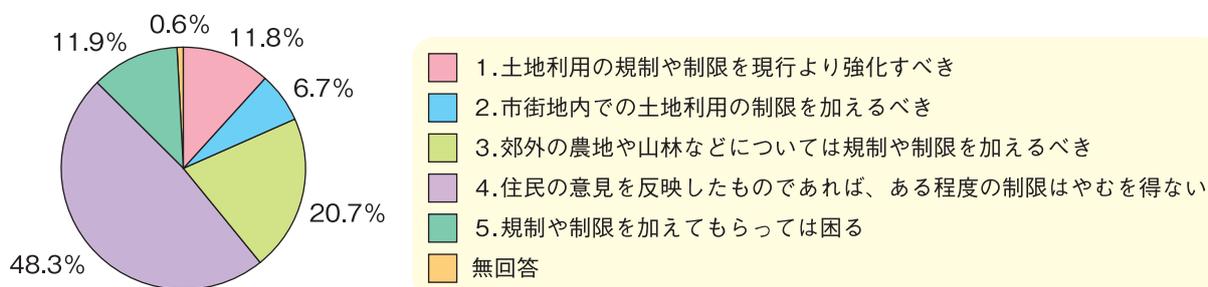
東海村国土利用計画並びに東海村都市計画マスタープランの計画作成にあたり、村民の意向を計画づくりの中で反映するためにアンケートを実施したもののうち、みどりの保全に関する調査結果を抜粋して示します。

【アンケート調査の概要】

○対象	東海村に居住している全世帯
○実施日	平成14年1月末配布
○回答期限	2月8日（但し、集計は3月末までに送られてきたものを含む）
○配布数	9,000枚
○配布方法	自治会長を通じた全戸配布，独身寮等への郵送配布 コミュニティセンターへの設置等
○回答数	1,283枚（回答率：約14.3%）

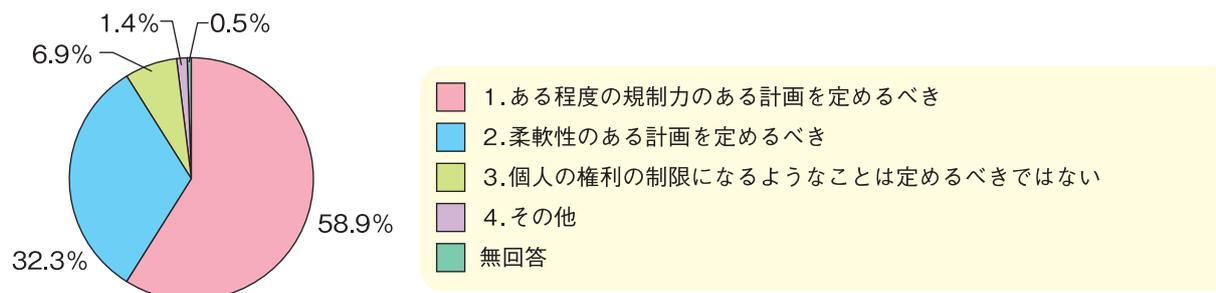
問. 土地利用のあり方について

土地利用のあり方については、「みどりの意見を反映したものであれば、ある程度の規制はやむを得ない」という回答が約48%と最も多くなっています。また、「郊外の農地や山林などについては規制や制限を加えるべき」という積極的な保全策についても、2番目に多いなど農地、山林などの自然環境に関する関心が高い状況です。



問. 保全をテーマとした土地利用計画の策定について

農地の有効活用や緑地等の保全のための土地利用計画の策定については、約59%の人が「環境を守るためには、ある程度の規制力のある計画を定めるべき」という回答をしており、環境の保全に対する関心が高いことが分かります。



●東海村まちづくり関係アンケート調査抜粋

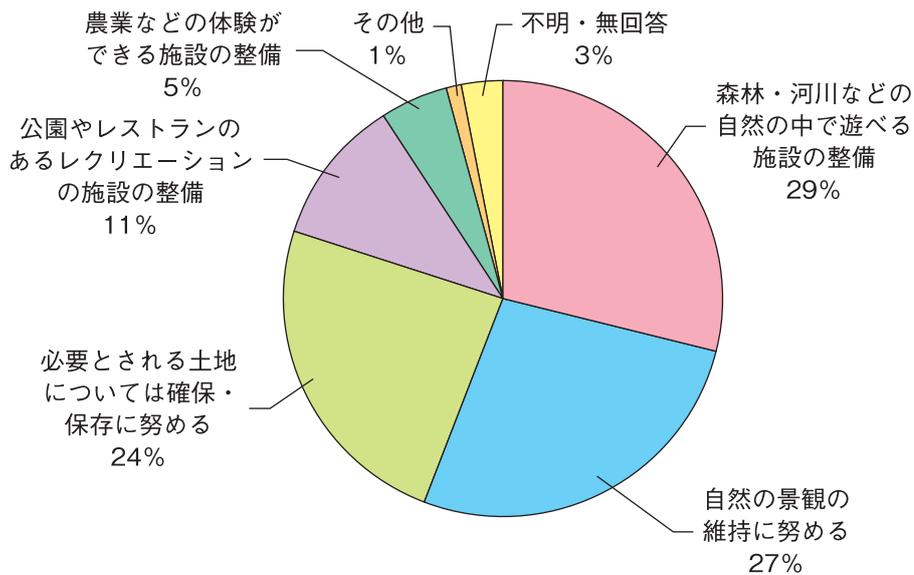
東海村第4次総合計画（とうかい21世紀プラン）の計画作成にあたり、村民の意向を計画づくりの中で反映するためにアンケートを実施したもののうち、みどりの保全に関する調査結果を抜粋して示します。

【アンケート調査の概要】

○対象	無作為抽出（満20歳以上70歳未満の男女）
○調査期間	平成11年3月から4月にかけて
○配布数	1,500票
○配布方法	アンケート票を送付
○回答数	588票（回答率：約39.2%）

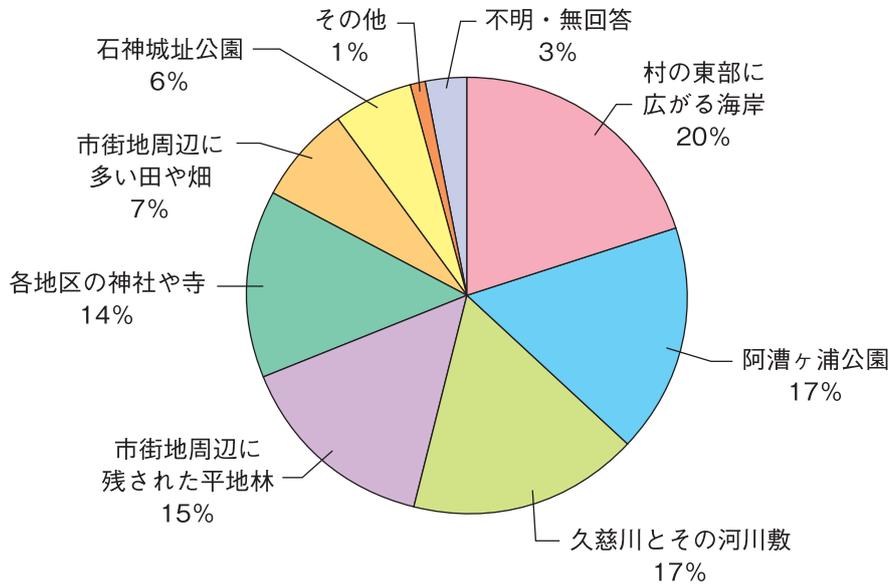
問. みどりの整備方針について

「森林・河川などの自然の中で遊べる施設の整備」が29%、「自然の景観の維持に努める」27%と高い割合を占めています。「必要とされる土地については確保・保存に努める」も24%であり比較的高い回答率を示しています。



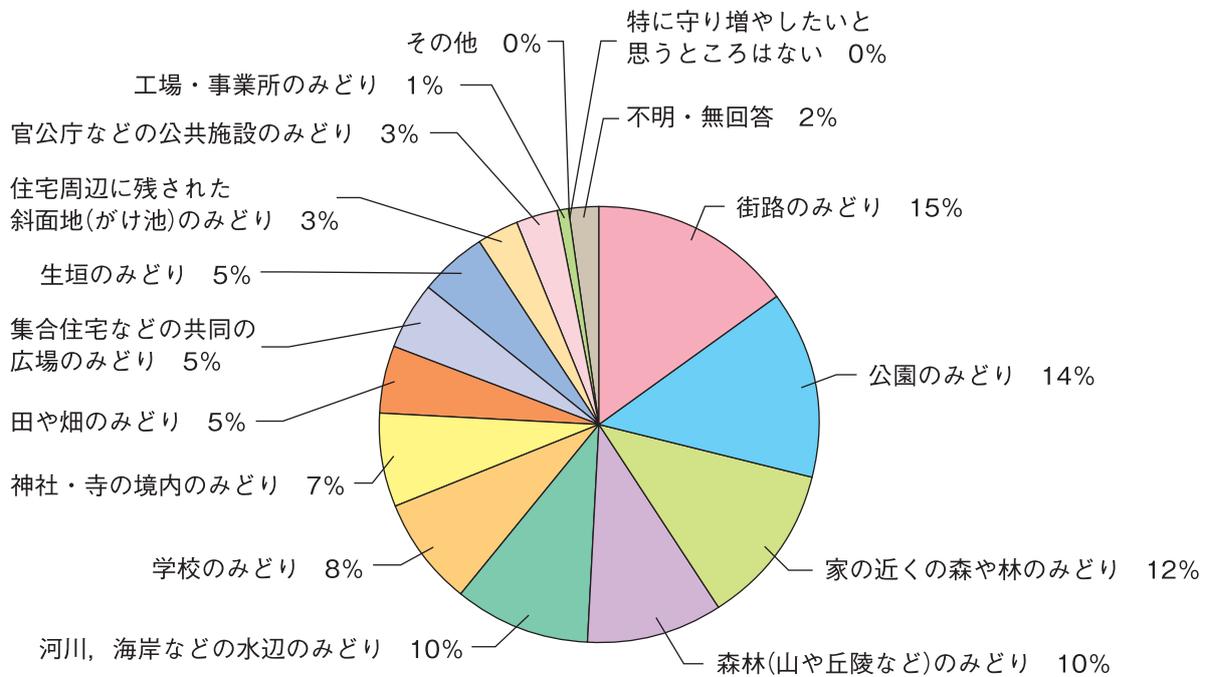
問. 村の史跡・公園・自然環境の保全について

大切にしたい村の名所については、「村の東部に広がる海岸」「阿漕ヶ浦公園」「久慈川とその河川敷」「市街地周辺に残された平地林」「各地区の神社や寺」の各地に対する回答の割合が高くなっています。



問. 重点的に緑化を推進していく場所について

緑化を重点的に施す場所については、「街路のみどり」「公園のみどり」となっており、身近な都市的基盤施設の緑化推進を求めるものが多く占めています。また、「森、林、水辺のみどり」など現状の自然の保全を望む声も多くあります。



第II部

みどりのまちづくりプラン

第1章 みどりのまちづくりの基本目標

第2章 みどりのまちづくりの
課題と基本施策

第3章 保全配慮地区の設定

第4章 計画の推進に向けて

第1章 みどりのまちづくりの基本目標

1. みどりの将来都市像

みどり豊かな自然環境は、人々に安らぎと潤いをもたらすとともに、景観形成や地球温暖化防止の面において重要な役割を果たしています。このかけがえのない自然環境を子孫に引き継いでいくことは、私たちの責務であります。経済の発展によって豊かさを享受した反面、多くの自然が損なわれています。本村においては、村民・事業者・行政との協働により、自然環境を守り、育て、伝え、みどり溢れる郷土をつくるため、今後とも緑地の保全及び育成に取り組んでいく必要があります。

本計画における“みどりの将来都市像”は東海村第4次総合計画（とうかい21世紀プラン）基本構想に掲げる将来像『人・自然・文化が響き合うまち』及び東海村都市計画マスタープランにおける『「住み・働き・学び・憩う」の各機能のバランスがとれた、個性的で創造的な魅力と活力ある都市の形成を進めます』を受け継ぎ、村の“みどりのまちづくり”に関する現況特性と今後の取り組みの方向を勘案して、次のように設定します。

みどりの将来都市像

『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』

- ①いのちを大切にした安全と快適の溢れるまち
- ②みどり豊かで魅力とやすらぎの漂うまち
- ③自然と共生した潤いと癒しのあるまち
- ④最先端科学と伝統文化を包み込む村民・事業者・行政が協働により光輝くまち

2. みどりの将来都市構造

●みどりの将来都市構造の基本的な考え方

本村のみどりの将来都市構造の基本的な考え方を以下に整理します。

みどりの将来都市像

『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』

①みどりの骨格の形成

久慈川、新川、市街地を取り囲む樹林地、臨海部の平地林などを水とみどりの骨格軸として位置づけ、生活にうるおいと安らぎを与える空間を形成します。

②みどりの拠点の形成

水とみどりのレクリエーション拠点、身近なみどりの拠点、村民活動の拠点としての整備や保全等により、バランスのとれた個性ある拠点形成を目指します。

③みどりのネットワークの形成

幹線道路などの歩道や水辺空間を利用した緑道などをつなぎ合わせ公園やスポーツ・レクリエーション施設などを結ぶみどりのネットワーク形成を図ります。

④みどりの市街地の形成

市街地では緑化の方針を含め、良好な市街地環境の創出に配慮したみどりの配置を目指します。

⑤みどりの質の向上

まとまりのあるみどりの保全・活用を図るとともに、新たなみどりを創り出すことにより、村全体が四季の移ろいやうるおいを感じさせる、みどりがいきいきとした町並みの形成を図ります。

⑥村民・事業者・行政のネットワークの構築

みどりにふれあう機会の提供や緑化活動に対する支援、人材や団体の育成に努めみどりのまちづくりを支え・活性化させるしくみづくりを進めます。

⑦自然との共生

動植物が永続的に生育・育成のできる生態系を創出するため、生物多様性の保全に配慮したみどりの保全・活用を目指します。

●みどりの将来都市構造図

みどりの将来都市構造の基本的な考え方を受け、次のようにみどりの将来都市構造図を設定します。



3. みどりのまちづくりの目標水準

目標1 緑地確保目標 保全の目標量は、原則として現況量を保全することに努めます。

目標2 村民の森又は保存樹木等の指定を行い適切に管理されたみどり、多様な生き物が生息・生育できるみどり、村民が満足できるようなみどりの質的向上に努めます。

目標3 村民1人当たりの都市公園等の面積

市街化区域10.9㎡/人，村全域（都市計画区域）15.44㎡/人

区 分		市街化区域		村全域（都市計画区域）		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
都 市 公 園	住区基幹公園	街区公園	14	3.74	14	3.74
		近隣公園	2	11.33	3	12.33
		計	16	15.07	17	16.07
	都市基幹公園	運動公園	0	0	2	21.68
	特殊公園	風致公園	0	0	3	8.54
	都 市 緑 地		0	0	1	7.77
		合 計	16	15.07	23	54.06
公 共 施 設 緑 地	子どもの遊び場		5	0.24	34	3.15
	開発行為による公園		21	2.06	23	4.46
	ポケットパーク		2	0.06	3	0.07
		合 計	28	2.36	60	7.68
合 計		44	17.43	83	61.74	
人口(千人)			16		40	
人口1人当たりの面積 (㎡/人)			10.9		15.44	

1. みどりのまちづくりの課題と基本施策

地球環境問題の顕在化，少子・高齢社会の進展，ライフスタイルの多様化など，社会情勢は大きく変化しています。この状況の中で，水辺やみどりなどの自然環境の減少，みどりを支える水・大気・土壌の汚染，人の生活と自然との関わり合いの希薄化，樹林地における生産的機能の低下や地権者の高齢化などの管理不足による荒廃地の増加などの多くの課題があげられています。

ここでは，これまでに調査・分析してきた事項を踏まえ，本村における今後のみどりのまちづくりを進めていく上で，対応すべき「課題」，「目標」，「施策」を地域の特性ごとに，「みどりの保全と活用」，「身近なみどりの整備と推進」に分類した上で整理すると共に，併せて村民の理解協力を推進する視点から，「みどりのまちづくりを支えるしくみ」をみどりのまちづくりの課題と基本施策として取りまとめます。

2. みどりの保全と活用

みどりは一度失われるとその回復には長い年月を必要とすることから，今後とも今あるみどりを維持・管理していく取り組みが重要です。また，既に保全すべきみどり環境を破壊してしまった場合は再生をする必要があります。そのため，次のようなみどりを保全及び活用する施策をもって、『共にみどりを守り，活かし，育て，伝える』を実現していきます。

●課題・目標・施策の内容

①河川や溜池などの水辺の保全

課題 久慈川，新川流域，湖沼や湿地は，村のみどりを保全する上で重要な要素であり，動植物の生育・育成地としても水質等を保全する必要があります。また，これらのみどり環境が位置する場所の意味や環境資源としての価値を踏まえ，自然とのふれあいの場や親緑性・親水性のレクリエーションの場，あるいは景勝の地などとして活用を図っていく必要があります。

目標

- みどりの骨格の形成
- 自然との共生

- みどりの拠点の形成

施策

- 下水道整備の促進
- 生活排水対策の推進
- 事業所排水対策の推進
- 水質浄化に向けた取り組みの推進
- 水質の調査・監視体制の充実

- クリーン作戦の実施継続
- 水辺環境を活かしたビオトープの創造
- 水辺プラザ整備計画の推進
- 人の交流・休息，環境教育の場の提供できる湖沼，湿地の整備

②臨海部の緑地の保全

課題 臨海部の公共性が高い原子力関連施設等の用地内の緑地は密度が高く、大半が自然環境保全地域及び保安林に指定されています。今後も、原子力関連事業所と村が協力し、緑地の保全を進めていくことが必要です。また、海岸周辺は、ほとんどが原子力関連施設等に利用され、優れた自然と村民がふれあう海辺は限定されています。村民が一定の関わりを持ち、海岸の重要性、親近感を持ってもらうことが求められています。

目標 ●みどりの骨格の形成

●自然との共生

施策 ●事業主体との協調した保全体制の整備

●事業主体への村の緑地保全方針の啓発

●砂丘及び防砂林等の保全

●クリーン作戦の実施継続

●村花スカシユリの増殖事業の推進

③斜面緑地、平地林、谷津田の保全

課題 本村の特徴でもある、市街地を取り囲む斜面緑地や平地林、谷津田はみどりの景観はもとより、都市環境を保持する上からも保全する必要があります。市街地及びその周辺に広がる平地林は、良好な住環境を守るため保全などの手だてを検討し、谷津田については特性にあわせた保全や活用を行なう必要があります。

目標 ●みどりの骨格の形成

●みどりのネットワークの形成

●自然との共生

施策 ●風致地区、緑地保全地区等の法制度活用

●村民の森、保存樹木等の指定

●連続性のある斜面緑地空間の確保

●無秩序な開発行為の抑制



斜面緑地



河口沿い緑地

④歴史的文化的拠点に付随するみどり環境の保全

課題 歴史資源はその土地の風土との関連が深く、村民が集う大切な場所とされるため、集落文化や景観を保全すると共に、景勝地としての活用やコミュニケーションスペースとして活用を図る必要があります。

目標 ●みどりの拠点の形成

施策 ●村民の森，保存樹木等の指定
●地域活動，コミュニティの場としての活用

⑤みどり豊かな屋敷林等のある集落地の保全

課題 みどり豊かな屋敷林等のある市街地や市街化調整区域の農業集落地は，豊かな自然と歴史・文化を支える環境空間であることから，今後とも保全を図る必要があります。

目標 ●みどりの拠点の形成

施策 ●村民の森，保存樹木等の指定
●地域の実情に応じた秩序ある土地・建物利用の誘導



歴史的文化的拠点に付随するみどり



みどり豊かな屋敷林等のある集落地

3. 身近なみどりの整備と推進

村民の良好な生活環境の形成のためには、みどりのもつ様々な役割を踏まえ、整備や推進をしていくことが重要となります。生物多様性に配慮した整備・管理を図りながら、身近にみどりとふれあえる場・機会を創出し、潤いのある生活環境の確保に努めます。

そのため、次のようなみどりを整備する施策をもって『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』を実現していきます。

●課題・目標・施策の内容

①都市公園の整備

課題 都市公園等は、誰もが利用できる公的なオープンスペースとして適切なサービス水準を確保する必要があります。本村において笠松運動公園や阿漕ヶ浦公園などの公園は、野球やサッカーなどのスポーツ活動、休息の場として多くの村民に親しまれていますが、市街地における街区公園や近隣公園など、身近に利用できる公園の整備を進めている段階であり、開発行為や区画整理事業によって整備された公園により補充を行なっています。今後は、既存の公園における適切な管理を推進しながら、地区住民に様々な利便性を提供する都市公園等の整備を図っていきます。

目標 ●みどりの拠点の形成

- 施策**
- 市街化区域内における身近な都市公園の設置、整備
 - 住環境にうらおいを与える緑地としての舟石川近隣公園の整備
 - 森林公園や親水公園としての神楽沢近隣公園の整備
 - 阿漕ヶ浦公園のレクリエーション施設としての整備、管理
 - 風致公園、都市緑地におけるみどりを保全した公園管理
 - 自然、歴史公園に向けた協働による「公園化構想」の実現



阿漕ヶ浦公園



なぎさの森公園

②公共緑地や民間施設緑地の活用と創出

課題 現在整備が進められている公共公益施設（道路・公園・河川等の都市基盤施設や村民生活に必要なサービス施設等）においては、樹林・樹木の植栽や街路樹等の整備といった緑化を合わせて行なっています。公共公益施設の敷地内において地域の方や団体が花壇等の管理・清掃を行なうアダプトシステム*の取り組みが行なわれています。また、経費削減や住民サービスの充実を目的として指定管理者制度を導入し、効率的な維持管理を図っています。街路樹等の整備については、植物の経年変化の観点から、樹種の選定や植樹スペースの確保が大切です。こうした公共公益施設に付随する緑地を今後とも良好な状態で維持していくことを基本としながら、景観形成の拠点及び軸として、その活用と創出を図ります。また、民間施設に付随する緑地についても、本村のみどり環境を構成する重要なものとして、村民への開放に配慮しながら活用を検討する必要があります。

*アダプトシステム……行政が、特定の公共財産（道路、公園、河川など）について、住民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

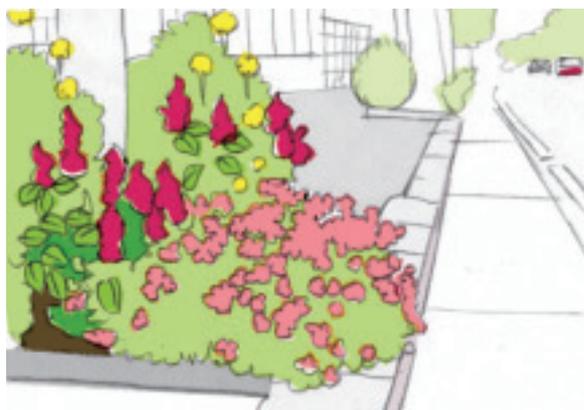
目標 ●みどりの拠点の形成

施策 ●役場庁舎や文化・コミュニティ施設などの緑化の促進

- 指定管理者制度による効率的な維持管理
- 国や県など大規模公共公益施設に対しての緑化要請
- 新規公共公益施設への緑化の要請
- アダプト制度の拡充・支援
- 植栽植物の経年変化を考慮しての樹種の選定や植樹スペースの確保



アダプトシステムによる除草活動



街路樹における植樹柵を利用した緑化

③人とみどりの交流の場の創出

課題 みどりに触れ、楽しむことによって、人々は心に潤いや安らぎを感じるとともに、みどりの役割や重要性への理解を深めることが出来ます。村では、人とみどりの交流の場として協働による緑地保全や公園づくりを進めています。今後も、村民が緑や自然とのふれあいを楽しみながら自然保護や樹林地の保全や推進活動を行なうことのできる交流拠点を整備し、緑化活動の拠点となるべきスペースを設ける必要があります。また、みどりとふれあう場や機会の創出に加え、みどりのまちづくりを先導する人がうまくリードできるしくみづくりが必要です。

目標 ●みどりの拠点の形成

●自然との共生

施策 ●各地区のみどりの活動や公園整備の促進

●学校周辺における自然環境とのふれあいの推進

●自然体験学習の場や機会の創出

●みどりの活動団体や先導者の育成・支援



公園における保全・推進活動



小学校周辺における苗の定植

④みどりのルートの形成

課題 みどりの拠点を街路や遊歩道などによってつなぎ合わせることは、拠点間の連携、良好な景観形成、生物多様性の保全、防災面などから見ても大切な取り組みです。しかし、本村においては、このようなネットワークを形成するまでには至っていないため、水とみどりのネットワークの形成が必要です。

目標 ●みどりのネットワークの形成

施策 ●水とみどりを結ぶ道を活かしたウォーキングコース、サイクリングコースの設置検討
●遊歩道、せせらぎなど環境整備の促進
●各地区にある歴史や自然などをつなぎ合わせたみどりを巡るルートマップの作成
●野生生物の移動経路の確保



サイクリングコースの設置の検討



遊歩道等環境整備の促進

⑤市街地の緑化

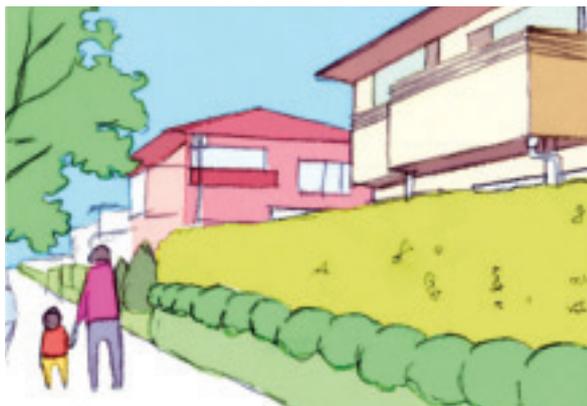
課題 市街地は、その大半を民有地により構成されており、市街地全体をみどり豊かで、潤いのある都市景観を形成するものとしていくためには、民有地における緑化の促進は重要な意味を持ちます。都市活動の骨格を形成する公共公益施設の緑化を公的機関が推進するとともに、村民や事業者の協力のもと、住宅地、商業地、工業地などの地域特性や環境条件に適した緑化を促進します。

目標

- みどりの市街地の形成
- みどりの質の向上

施策

- 民有地の緑化ガイドラインの作成
- 生垣設置補助事業や緑化木配布事業を活用したみどりの景観づくり
- 花壇やプランター等による緑化
- 屋上・ベランダ・壁面緑化の推進・誘導
- 市街地、住宅団地における緑の街の指定
- 民有地の緑化支援制度の充実



生垣を活用したみどりの景観づくり



花壇による緑化



ベランダ緑化の推進



壁面緑化の推進

4. みどりのまちづくりを支えるしくみ

みどりのまちづくりにあたっては、村民の多様なニーズに対応するため、計画づくりの段階から実現に向けた取り組み及び実現後の維持管理等に至るまで村民の積極的な参加を求め、村民・事業者・行政との協働によるみどりのまちづくりを目指すことが必要です。そのため、次のようなみどりのまちづくりを支援・制度化する施策をもって『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』を実現していきます。

●課題・目標・施策の内容

①普及・啓発

課題 緑地の整備では、村民との協働による植樹祭を開催しています。また、各地区において村民との協働による公園などの整備に向けた動きが出てきています。今後も、みどりのまちづくりに対して村民が積極的に気軽に参加できるように、情報の提供、人材の育成、組織の活性化、参加機会の創出など、みどりのまちづくりを普及・啓発していきます。

目標 ●村民・事業者・行政のネットワークの構築

- 施策**
- 情報交換や研修などが行なえる交流拠点づくり
 - みどりを保全し育てる技術の普及
 - みどりの保全・緑化に役立つ情報の提供
 - みどりの教育環境の充実
 - みどりの活動団体の育成・支援
 - 村民や団体に対する表彰制度の創設
 - みどりに関するイベントの開催
 - オープンガーデンの促進

②体制づくり

課題 みどりのまちづくりを推進していくためには、その取り組みが多岐にわたることから、役場内において関係各部門が連携し、相互に関連性を持たせた横断的な推進体制を整えることが必要です。また、行政需要の多様化、高度化に伴い村単独では対応できない課題も増加しており、国・茨城県・他の公共機関・村民・事業者などが相互に連絡調整し、みどりのまちづくりに取り組める体制づくりが必要です。

目標 ●村民・事業者・行政のネットワークの構築

- 施策**
- 行政内・外における弾力的で効率的な組織の整備の検討
 - 活動団体や組織などへの協力要請

③ルール確立・推進

課題 みどりのまちづくりを推進していくためには、村民・事業者・行政の協働、取り組みのための総合的な体制づくりに加え、制度面での対応が重要です。そのため、市街地特性ごとの公園整備のあり方や既定法制度の限界性に着目した本村独自の新たな制度を定めるなど、各地区の特性・課題に対応したみどりのまちづくりのためのルールを確立し、推進・啓発することが必要です。

目標 ● 村民・事業者・行政のネットワークの構築

施策 ● 緑の街の指定に関する協定の推進
● 条例や要綱などの検討
● 自治会、活動団体などへの支援制度の検討

第3章 保全配慮地区の設定

本村において、地域活動により緑地の保全が図られている地区や保全を必要としている地区があります。それらの活動及び保全を促進するために、下記の指標に基づき保全配慮地区を設定します。

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条の中でみどりの基本計画の項目として定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。これは、豊かな自然環境を有し、景観・自然生態系の保全、自然とのふれあいの場所等として重要な区域を計画的に保全・保存することを目的に設定する地区のことです。

●保全配慮地区の指標

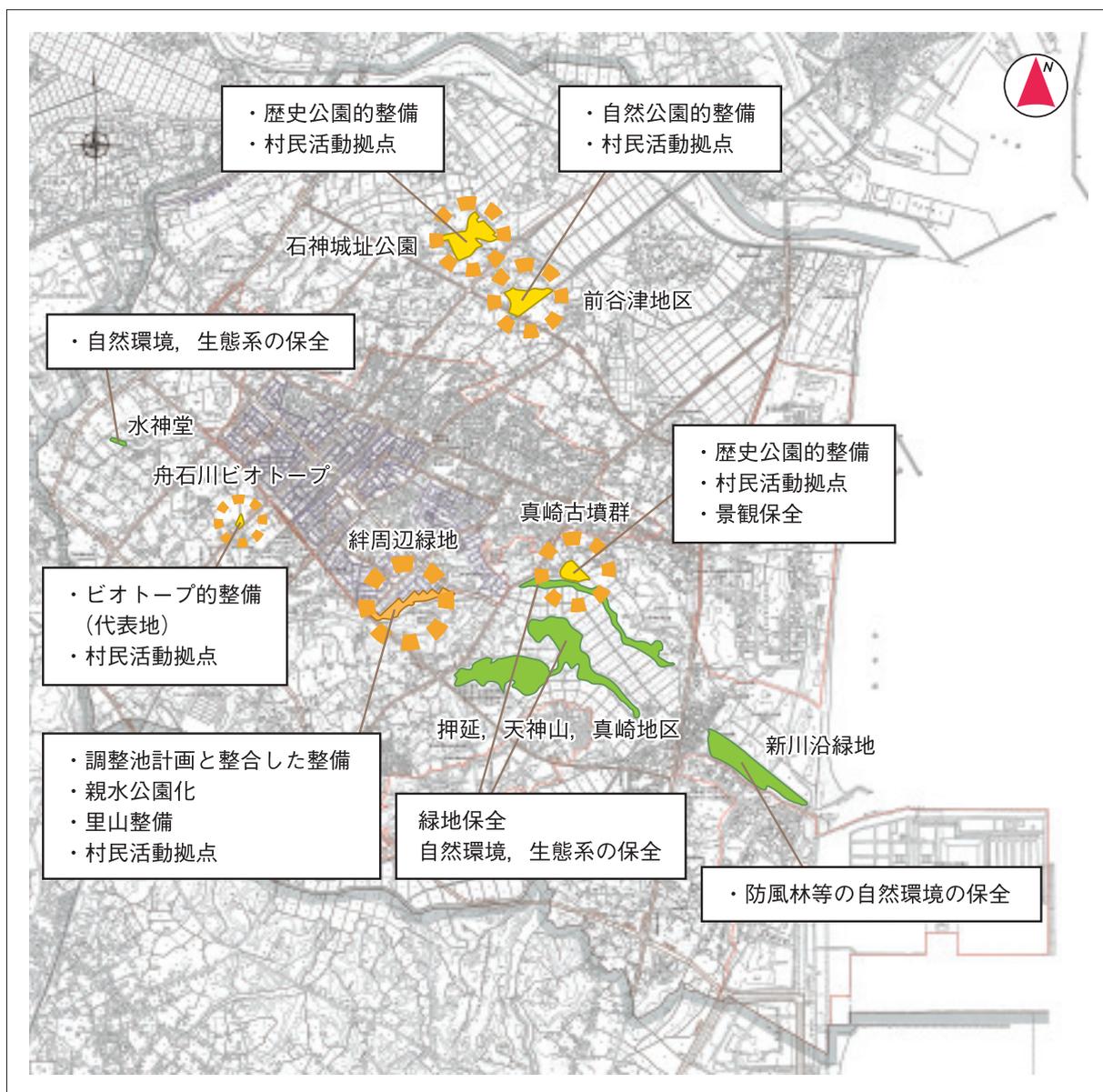
保全配慮地区は、風致景観となる緑地、「緑地保全計画」において保全すべき地区であり、以下の指標を満たす地区から選定します。

- ①地域の保全活動等が継続的かつ効果的に行われている地区
- ②都市環境を守るために、緑地の保全を図る必要がある地区
- ③動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要がある地区
- ④地域の歴史、風俗習慣等の文化的関わりを持つ地区

※ 本指標は方針のみの記載であり、詳細基準については別に定めます。

具体的な保全配慮地区への支援方法として、用地の取得、条例による村民の森などの指定、活動団体への支援などが考えられます。

●現在想定できる保全配慮地区



※ 今後、該当地区が発生した時点で追記します。

第4章 計画の推進に向けて

1. “みどりのまちづくり” 施策の具体化とその推進

●みどりの将来都市構造図に向けての施策の実施

村民等の意向を反映することで計画のレベルを高め、施策内容と施策実施上の問題・課題を明確にし、実施していく必要があります。

●個別施策の村民参加の推進

みどりのまちづくりは、社会の成熟化を背景として、行政と村民等が協力・連携しながら一体となってきめ細かく実践していくことが必要です。

2. “みどりのまちづくり” の効率的な取組み

●総合的なまちづくりの一環としての“みどりのまちづくり” への取組み

“みどりのまちづくり” では、自然環境、社会環境、歴史環境などを総合的に捉えたまちづくりの一環として進め、より効果的に取り組んでいく必要があります。

●計画的な財政運営の推進

限られた資源の中で、本計画に沿って“みどりのまちづくり” 施策を実施していくためには、効率的な財政運営が必要です。森林湖沼環境税事業などの国や茨城県の補助制度の積極的な活用や東海村緑化基金の活用、適切な緑地の買収・保全の指定、みどりの維持管理、長期的視点に立った財政運営の推進に努めます。

3. 「緑の基本計画」の適切かつ効果的な運用

●「緑の基本計画」の適切な進行管理と評価

本計画の適切な進行管理を行なうため、この基本計画を策定した緑化審議会と村で実施計画を策定し、進捗状況を把握・評価し、計画の効率的な推進を図っていきます。

●「緑の基本計画」を効果的に運用するための見直し

本計画は、上位計画である「東海村第4次総合計画（とうかい21世紀プラン）」、「都市計画マスタープラン」及び関連計画である「東海村緑地保全計画書」等との関係、社会情勢の変化とそれに伴う関連諸制度の見直し、さらには“みどりのまちづくり” 施策の進捗に伴い生じる本計画の内容との実態との違いを踏まえ、適切な時期・期間毎に本計画の見直しを行います。

資料編

東海村緑化審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	構 成 区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
会 長	学 識 経 験 者	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	鈴木 雅和
副 会 長		「東海村の自然誌」自然調査会植物調査部門 (日立二高教諭)	安嶋 隆
委 員		東海村文化財保護審議会会長	須藤 佐武
委 員		東海村環境審議会委員 東海村文化財保護審議会委員	廣瀬 誠
委 員	地区代表者及び 緑化活動代表者	村松地区委員代表者	清水 智子
委 員		石神地区委員代表者	鈴木 邦子
委 員		中丸地区委員代表者	河野 きよ子
委 員		舟石川地区委員代表者	石川 暢子
委 員		白方地区委員代表者	橋本 敏子
委 員		真崎地区委員代表者	宮内 睦子
委 員		ビオトープ管理士	加藤木 賢
委 員		造園専門員	関田 豊
委 員		緑化関係ボランティア	茂又 速史
委 員		緑化関係ボランティア	佐藤 留三郎

【参考資料】

- ・ 東海村建設水道部都市計画課，2003：東海村都市計画マスタープラン 東海村
- ・ 東海村建設水道部都市計画課，2000：東海村緑地保全計画書 東海村
- ・ 東海村の自然調査会，1994：東海村の自然 東海村教育委員会
- ・ 東海村の自然調査会，2007：東海村の自然誌 東海村教育委員会
- ・ 東海村建設水道部都市政策課，2007：東海村公園マップ 東海村

東海村 緑の基本計画

平成21年（2009年）11月 発行

発 行 東海村

編 集 東海村建設水道部都市政策課

住 所 〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

